

報道について

令和2年11月13日

1. 雇用調整助成金の申請について

弊社グループの役員1名が雇用調整助成金の不正受給につながるような指示を行い、指示を受けた者がグループ会社の別な役員に報告したことで実際の申請前に当該指示が中止・是正されたことは報道のとおりです。

結果として不正な申請はなされなかったとはいえ、不正申請につながるような指示がなされたことは会社として重く受け止め、お詫び申し上げるとともに、今後コンプライアンス体制の充実に努めて参る所存です。

2. 時間外手当の請求について

報道によれば、弊社グループの一部の正社員から時間外手当の支払いを求める労働審判の申立てがあったとのことです。申立書が届いていないため申立ての詳細は把握しておりませんが、これまでの労働組合との団体交渉では、弊社グループとしては正社員の労働時間把握に問題があったことを認めた上、実際の労働時間が確認できればそれに基づく時間外手当を支払う旨伝え、具体的な出退勤時間とその資料の提出を求めてきたところ、労働組合がこれを拒否して交渉決裂になった経緯があり、大変残念に思っております。

労働審判等の裁判所の手続においても実際の労働時間が確認できれば、それに基づく時間外手当を支払う方針ですが、原告になっていない他の正社員に対しても、労働審判等において示された裁判所の判断や事実認定の枠組みを元に労働時間の調査を行い、必要な時間外手当の支払いを行う所存です。

なお、弊社グループの従業員の大部分を占めるアルバイト従業員の労働時間管理は適切に行われている認識ですが、それも含め労働時間管理のあり方について継続的に改善を図ってまいります。

ダイタングループ